

別記様式第2号（第9条関係）

会 議 録 （ 要 旨 ）

会 議 の 名 称		令和 7 年度第 1 回利根町文化財保護審議会		
開 催 日 時		令和 7 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から		
開 催 場 所		利根町生涯学習センター		
担 当 課		教育委員会 生涯学習課		
出席者	委 員	古田委員長，久保田副委員長，二木委員，長瀬委員，奈良委員，高橋委員		
	事 務 局	亀谷課長，藤後係長，本谷主任		
	そ の 他	唯根 氏		
議 題		1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 協議事項 ①杉野東山関連資料について ②庄兵衛台遺跡 利根町史記載部分について ③その他 4. 閉会		
公開・非公開の区分		☒ 公開・非公開	傍 聴 者 数	0 人
非 公 開 の 理 由				
議 題 結 果		事務局で会議資料の内容を説明し，委員が質問して，事務局が回答しました。 検討事項は，精査して今後の執行に取り入れます。		

令和7年度第1回利根町文化財保護審議会 議事録

委員長挨拶・役員紹介

協議事項

①杉野東山関連史料について

【事務局】

令和3年度の文化財保護審議会にて寄贈の相談をいただいた経緯や唯根様の家系等お話をさせていただき、史料の寄贈後には令和4年度の同審議会にて寄贈史料を拝見させていただいた。

今回、ご家族様より町の杉野東山関連史料等についてご相談をいただいております、今回の文化財保護審議会にお越しいただいて委員の皆様へ直接お話をいただければどうかということで、急遽調整をしていただいた。詳細はご家族様よりご説明をお願いしたい。

【その他】

冒頭、令和4年度に杉野東山掛軸・篆額等11点を利根町に寄贈したこと、現在、利根町立歴史民俗資料館にて保存して頂いていることに対するお礼の言葉があった。

令和7年4月23日に生涯学習課に送付した「母の手紙」と題する書面の内容を踏まえ、杉野分家最後の一人となった、〇〇〇〇氏の杉野東山関連史料に対する思いについて伝えられた。

また、応順寺に存する『東山碑』『杉野分家墓石』『杉野家亀趺墓』を大切に維持管理し、後世に伝えていく手段として、利根町有形文化財としての指定はできないかとの相談があった。

また、『東山碑』の背後に建つ『大銀杏』が倒壊寸前であり『東山碑』等を損壊させるおそれがあり、その処置についても相談したい旨の申し出があった。「伝統的工芸品産業振興協会」にも東山掛け軸等関連史料を呈示し、掛け軸判読の相談先として考えているとの発言もあった。

【議論概略】

杉野東山関連史料について、審議会とし有形文化財に指定するのに何ら反対するものではないが、その手段方法が協議の主たるテーマとなった。一括指定していくのか、町内に存在するものから優先して指定していくのか等、委員の間で議論が対立錯綜した。委員長以下、各委員の発言は以下の通り。

【委員長】

審議会でも杉野東山の史料の重要性や、後世に残すべき貴重な史料については認識している。利根町有形文化財として指定するに何ら反対する余地はないとの見解が冒頭示された。

利根町内や千葉県印西市等町外にも東山関連の史料は存在するので、まずはその整理をして資料を作成していきたいとの意向が示された。特に、杉野東山子孫から町に寄贈された掛け軸等、町内に存在する書から調査し、付帯して応順寺の墓誌も確認作業に取り組むのが順当ではないか。

【委員】

利根町布川だけでなく、近隣にも影響を与えている書家であると思っている。杉野東山は、小林一茶、古田月船と並び称される、一流の文化人である。利根町以外に東山が知られていないのは痛恨の極み。

難しいのは資料が多いので、少し時間かかるかもしれないが、整理・区分けし、「杉野東山史料」として一括で指定文化財にするのも有。町としても東山の書の研究をするなどして町からアピールしていく方法もいいと思う。指定文化財にしていく方向は自分も賛成であるが、書からか、石碑からか、もしくはまとめて町内の史料として文化財にしていくかは今後の課題。

【その他】

かつて東京教育大名誉教授鎌田正名誉教授に杉野東山掛け軸等を示して、判読の依頼をしたところ、中国の漢詩等をもとに書かれたものではなく、東山独自の書であると思われるので、鎌田教授には判読できないとの話があったというエピソードがある。

指定したいので申請書を提出したい場合、応順寺の承諾は必要になってくるのか。

【委員長】

土地の所有者・管理者の承認も必要になってくる。そのため、応順寺がどうしていきたいかは、今後交えて議論する余地がある。応順寺に「指定は困ります」と言われてしまうと、さらに先々どうしていくかを共有していかなければならないと思われる。

【その他】

杉野分家としては「永代供養」を応順寺に依頼するつもりであるが、永代供養期間（10年、30年、90年）経過後、杉野分家墓所を一括して撤去すると言っている。これは一つの家の問題ではなく、利根町の文化歴史を撤去するという問題であり、東山子孫として看過できないに留まらず、利根町のお立

場としても問題ではないのか。

【委員】

すぐに指定にするかどうかを決めるのではなく、しっかり調査をする必要がある。応順寺と相談したりして、史料の確認や文化財としての価値を審議会・町と交えて決めていきたい。

【委員】

文化財保護審議会は条例があり、あくまでも諮問機関ということ、専門的知識をもった委員に文化的価値があるか、文化財に指定するだけの価値があるかどうかを判断していきたい。自分も△△委員や□□委員が言うようにすぐに決定するのではなく、調査をしていく中で決めていきたい。おそらく審議会の皆さんも、杉野東山の史料は文化財として価値があると思っている。課題をクリアしていけば、町指定にすることができるのかなと思う。

【委員】

一括指定して、後からあれば随時加えていく。また、町外にある史料についてはどこに何があるなどのリストを作った方がいいのではないかな。また、石碑等について応順寺が引き取りできないなら、可能かどうかは別として町が買い取っていただけたらと個人的には思う。

町としてできることからやっていき、出来るところから動いていくことが大切だと思う。

【副委員長】

指定することは問題ないが、全部指定することは所有者の許可が必要になる。まずは掛け軸からしていくのはどうか。

【事務局】

委員全体の意見をまとめると、史料を指定することは問題ない。ただし、その価値を調査してみないとわからないので、継続審議していく。書（掛け軸）から調査を始めていく方向性で考える。

事務局としては、茨城県立歴史館に読める人がいるか相談してみる。掛け軸等のデータを送って相談し、書体や意味が分かれば教えてもらう。

応順寺の樹木の件については、生活環境課に相談してみてもどうか。（事務局からも環境課に話をする。）

②庄兵衛台遺跡 利根町史記載部分について

【事務局】

町の埋蔵文化財である庄兵衛台遺跡について、当時発掘に携わっていた横山様という方より話があった。庄兵衛台遺跡と命名された当時は小字を使って遺跡名をつけていた由来があるが、現在の分布の小字を調べると「五番割」という所に位置している。そのため、遺跡名を直した方がいいのではというご意見をいただいた。

【委員】

当時はその名前だったので、現在は（〇〇地区）という名称をいれて、「庄兵衛台（現・五番割地区）遺跡」などの読み方も有。横山様にはさらに資料を提示してもらって話をしてみてもどうか。

③その他

【委員長】

押付本田の水神宮より、神社や力石など、町の歴史を知る上で重要であると考えている。境内にあるものについて、今後審議や調査していき、いずれ指定文化財にしていければと思っている。